

# 岐阜県図書館力フェ運営事業者募集要項

令和7年12月

岐阜県図書館

## 目 次

1	目的	1
2	事業名	1
3	対象施設の概要	1
4	使用許可	2
	(1) 期間	
	(2) 使用料	
5	参加・提案に係る事項	2
	(1) 事業提案の要件	
	(2) 企画提案書の作成	
	(3) 参加資格	
	(4) プロポーザル参加手続等	
6	評価に関する事項	7
	(1) 評価方法	
	(2) 評価会議	
	(3) 最優秀提案者の決定	
	(4) 結果の通知・公表	
7	使用許可申請及び協定書の締結等	8
	(1) 使用許可申請	
	(2) 協定書の締結について	
	(3) 事業の適正な実施に関する事項	
	(4) 事業の継続が困難等となった場合の措置	
	(5) 使用許可の取消等	
8	担当部署（問い合わせ先）及び各種書類の提出先	9
9	添付資料	10

## 岐阜県図書館カフェ運営事業者募集要項

### 1 目的

岐阜県図書館は、平成7年に新館が開館し、今年で30周年を迎えました。これまで、岐阜県の様々な魅力や資源を広く県民等に共有・発信し、「岐阜のひとづくり、ものづくり、まちづくり」を支えてきました。令和8年度からは、「情報共有・発信型図書館」の機能を強化するため、岐阜県が誇る『喫茶店のモーニング文化』を取り入れたカフェを館内に開設し、人が集う新たな賑わいの場づくりを目指すこととしました。

このため、モーニングサービス提供等を通じた岐阜県図書館の賑わいの創出に向けて、よりよい提案を行うカフェ運営事業者を広く公募し、選定するため、公募型プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この募集要項は、岐阜県（以下「県」という。）が、岐阜県図書館内において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を受けてカフェを運営する事業者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式（企画提案）により選定するための必要な手続き等について定めたものです。

### 2 事業名

岐阜県図書館カフェ運営事業（以下「事業」という。）

### 3 対象施設の概要

（1）所在地：岐阜県岐阜市宇佐4丁目2-1

（2）場 所：岐阜県図書館 1階

（3）面 積：340.7m<sup>2</sup>（一般席（パントリー含む）203m<sup>2</sup>、個室37m<sup>2</sup>、厨房52m<sup>2</sup>、厨房事務室27m<sup>2</sup>、厨房トイレ2m<sup>2</sup>、更衣室9m<sup>2</sup>、倉庫8m<sup>2</sup>、自動販売機コーナー2.7m<sup>2</sup>（うち個室・厨房事務室・更衣室・倉庫及び自動販売機コーナーは使用の選択可。）

※詳細は、別添1「平面図」のとおり。

（4）備 品：事業者は、（2）に配置された県備品を事業実施期間中、県から貸付けを受け、使用することができる。

※貸付けを受けられる県備品の詳細は、別添2「厨房機器等一覧」のとおり。

（5）用 途：カフェの運営（食事、飲料の販売（テイクアウト含む。）及び物品等の販売。ただし、以下の要件を満たすモーニングサービスの提供を含めること。）

#### 【モーニングサービスの要件】

- ・遅くとも8時45分からモーニングサービスの名称で飲料と軽食をセットで販売すること。
- ・モーニングサービスは利用しやすいメニュー及び価格設定とすること。

（6）その他：その他の条件等は、別添3「岐阜県図書館カフェ運営事業者募集に係る仕様書」のとおり。

## 4 使用許可

### (1) 期間

- ① 使用許可の期間は、令和8年4月1日又は使用許可の日のいづれか遅い日から令和9年3月31日までとする。ただし、営業開始日は、県と協議のうえ決定するものとするが、遅くとも令和8年4月27日（月）までには、開店準備等を終えるものとする。
- ② 使用許可の期間は、原則として1年を単位に更新するものとし、更新による使用許可は2回までとする。ただし、使用許可に係る場所（以下「使用場所」という。）を公用又は公共用に供するため必要となったとき、その他県が必要と認めたときは、県は使用許可の更新を行わず、又は取り消しを行うものとする。
- ③ 使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の日から30日前までに、行政財産使用許可期間更新申請書を県に提出することとし、更新する意思がない場合は、6か月前までに、その旨を書面により県に意思表示をしなければならないものとする。
- ④ 使用期間が満了したときは、事業者の負担により使用場所を原状に回復して、県に返還するものとする。

### (2) 使用料

事業者は、県から使用許可を取得したうえで、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例（昭和39年岐阜県条例第7号）により算定した金額の全額を一括して県の指定した期日（使用許可の日から20日以内）までに県に支払うこと。年度途中より使用許可を取得した場合は、月割りにて算出した額を支払うものとする。

#### 【参考】

- ・令和8年度の使用料1m<sup>2</sup>当たりの単価は、約3,460円（年額）。
- 3（3）の全ての面積340.7m<sup>2</sup>を使用した場合、年額1,179,035円（見込み）。
- ・単価は、端数処理などで増減し、所定の算定基準に基づき改定することがある。

## 5 参加・提案に係る事項

### (1) 事業提案の要件

- 岐阜県図書館の賑わい創出に資するよう、次の要件を含めたカフェ事業を提案すること。
- ・モーニングサービスの提供を8時45分から11時30分を含めた時間帯で提案すること。
  - ・モーニングサービスは利用しやすいメニュー及び価格帯を提案すること。
  - ・営業日は、原則として岐阜県図書館の開館日と同一とし、営業時間は、モーニングサービス提供時間（8時45分から11時30分）の前後の時間帯も提案してよい。ただし、岐阜県図書館閉館時間（平日20時、土日祝18時）までの時間帯で提案すること。
  - ・館内ロビー、屋外等で飲食を楽しめるテイクアウトメニューを提案すること。
  - ・飲食物以外にも雑貨等の物品の販売が可能であれば提案すること。
  - ・集客促進につながるイベントの開催を提案すること。
  - ・集客に効果的な広報計画を提案すること。
  - ・事業実施にあたり県イベント等に協力するため県との協議に応じる体制があること。

## (2) 企画提案書の作成

事業の企画提案書は、**資料1**に示す様式により作成すること。

## (3) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本事業の目的を理解したうえで効果的かつ効率的に実施することができるカフェ類似事業に携わった実績がある法人又は個人（以下「単独事業者」という。）、若しくはカフェ類似事業に携わった実績がある法人又は個人を構成員に含む複数の者で構成される団体（以下「共同体」という。）とする。なお、共同体の場合は、構成員の中から代表する構成員（以下「代表構成員」という。）を定めること。

単独事業者にあっては、以下①～⑩までのすべての要件を満たしていること。共同体にあっては、すべての構成員が⑦及び⑩を除くすべての要件を満たすことが必要であり、⑦及び⑩の要件については構成員のいずれかが条件を満たすこと。

これらの要件は、参加申込時から協定書締結まで継続的に満たしている必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）
- ④ 県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑤ 県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑦ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けている、あるいは受ける見込みがあること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所が国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑩ 令和2年度以降に1年以上の期間、店舗型の飲食店の営業実績を有すること。

#### (4) プロポーザル参加手続等

##### ① スケジュール

項目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金)
② 現地説明(随時開催)	令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金)
③ 募集要項に関する質問受付	令和7年12月1日(月)～令和7年12月22日(月)
④ 参加申込書受付	令和7年12月23日(火)～令和8年1月16日(金)
⑤ 企画提案書受付	令和7年12月23日(火)～令和8年1月16日(金)
⑥ 評議会議	令和8年2月上旬 [予定]
⑦ 審査結果の通知・公表	令和8年2月上旬 [予定]
⑧ 協定書の締結	令和8年3月

##### ② 募集要項等の公表・配布

###### (ア) ホームページ公表

令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金)の期間、募集要項等を岐阜県公式ホームページの以下のページに掲示する。ダウンロード可。

「トップページ>入札・公売>入札公告(WT0案件以外)(電子調達以外)>公募型プロポーザル」  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/465367.html>

###### (イ) 配布場所

令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金)の期間のうち、岐阜県図書館開館日の10時から17時まで岐阜県図書館の担当部署で配布する。郵送での配布はしない。

##### ③ 現地説明

希望する者(5(3)の参加資格のある者に限る。)は、担当部署と日程調整のうえ、実施期間内に岐阜県図書館の該当場所の見学及び説明を受けることができる。希望者は、申込期間内に、担当部署へメールc21803@pref.gifu.lg.jp又は岐阜県図書館の開館時間内に電話TEL058-275-5111により現地説明の希望日時を申し出ること。

###### ・現地説明の申込期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月13日(火)

・現地説明の実施期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金)岐阜県図書館休館日を除く10時から17時まで

**④ 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表**

(ア) 質問受付期間：令和7年12月1日(月)～令和7年12月22日(月)

(イ) 質問方法

電子ファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとする。）で作成した「募集要項に関する質問書（様式1）」をメールアドレスc21803@pref.gifu.lg.jpに提出すること。その他の方法による質問には回答を行わない。

※メール件名に「【質問】岐阜県図書館カフェ運営事業者募集」と記載すること。

※提出後はメール送信したことを岐阜県図書館の開館時間内に担当部署（TEL058-275-5111）～電話連絡すること。

(ウ) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、隨時、岐阜県公式ホームページの以下のページにて公開する。

「トップページ>入札・公売>入札公告(WTO案件以外)(電子調達以外)>公募型プロポーザル」  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/465367.html>

**⑤ プロポーザル参加申込受付**

(ア) 受付期間

令和7年12月23日(火)～令和8年1月16日(金)

岐阜県図書館休館日を除く10時から17時まで

(イ) 参加申込書類

「参加表明書兼誓約書（様式2）」

(ウ) 提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書類を担当部署まで持参又は郵送により提出すること。なお、提出は紙によるものとし、郵送の場合は、必ず受付期間内に到着するように簡易書留、特定記録郵便など、配達されたことが証明できる方法で送付し、送付したことを岐阜県図書館の開館時間内に担当部署（TEL058-275-5111）に電話連絡すること。

**⑥ 企画提案書等書類の受付**

(ア) 受付期間

令和7年12月23日(火)～令和8年1月16日(金)

岐阜県図書館休館日を除く10時から17時まで

(イ) 提出書類

**資料1**に示す企画提案書関係書類を全て受付期間内に提出すること。

(ウ) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

(エ) 提出方法

上記（イ）を、担当部署へ持参又は郵送（期間内必着）にて提出すること。なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けない。また、郵送の場合は、簡易書留、特定記録便など、配達されたことが証明できる方法とし、送付の旨の報告を岐阜県図書館の開館時間内に担当部署に電話（TEL058-275-5111）にて行うこと。

(オ) 注意事項

県が必要と認める場合、追加書類の提出を求める場合がある。

## ⑦ プロポーザル参加に際しての注意事項

(ア) 失格（無効）事由

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 募集要項に違反すると認められる場合
- ・ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ・ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

(イ) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザルの参加者が負うものとする。

(ウ) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(エ) 提出書類変更の禁止

受付期間経過後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微なものを除く。）

(オ) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(カ) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(キ) その他

- ・ 「参加表明書兼誓約書」を提出した場合であっても、受付期間内に提出書類を提出しない場合は、辞退したものとする。
- ・ 参加者は、提出書類の提出をもって募集要項の記載内容に同意したものとする。

- ・ 提出した書類は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ・ 書類を提出した後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休館日の場合は、その直前の日）までに、「辞退届（様式4）」を担当部署に持参又は郵送により申し出ること。郵送の場合は、郵送後、担当部署に電話連絡すること。
- ・ 共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等（以下、「構成員」という。）が業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表となる構成員の代表者が応募手続きを行い、対応窓口になること。
- ・ 参加者は、募集要項の内容及び審査結果について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

## 6 評価に関する事項

### （1）評価方法

#### ① 参加資格等

県は、参加者がこの募集要項に定める参加資格を満たしているか、提出された書類に不足がないか、提案内容がこの募集要項に適合しているかなど、提案に当たって満たすべき形式的要件の充足状況を確認する。参加資格を満たしていないことや提案内容が募集要項に適合していないことが確認された参加者は失格とし、その旨及び理由を通知する。

#### ② 提案内容

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県図書館カフェ運営事業者募集プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行う。なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容を評価・採点する。県は、評価会議の結果を踏まえ、最優秀提案者を選定する。

### （2）評価会議

#### ① 開催日・場所

開催日時：令和8年2月上旬（予定）に県の指定した時間に開催する。

開催場所：県が指定する場所（岐阜県図書館内を予定）

#### ② プrezentation等の時間

プレゼンテーション20分間以内、質疑応答20分間程度

#### ③ 注意事項

- ・開催日時、開催場所及びプレゼンテーション開始時間は、県から通知する。
- ・プレゼンテーションに参加できる人数は、1提案者あたり3名までとする。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。受付期間内に提出した資料のみでプレゼンテーションをすること。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

- ・県の指定した時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めない。
- ・評価会議は非公開で開催する。

### (3) 最優秀提案者の決定

- ① 各評価会議構成員は、**資料2**「岐阜県図書館カフェ運営事業者募集プロポーザル評価基準」に基づき採点を行う。
- ② 評価会議構成員ごとに評価点の高い順から提案者数に応じて順位点を付す。
- ③ 各評価会議構成員の順位点を合計し、順位点合計の最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- ④ 上記③に関わらず、各評価会議構成員による評価点の合計が満点の60%に満たない提案者は選定から除外する。
- ⑤ 順位点合計の最も高い提案者が複数者いる場合は、評価点の合計により決するものとする。なお、順位点及び評価点が同点である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- ⑥ 提案者が1者のみの場合において、各評価会議構成員による評価点の合計が満点の60%以上の場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60%未満の場合または提案者がない場合は再度公募を実施することとする。

### (4) 結果の通知・公表

選定結果は、選定後、提案者に文書で通知するとともに、岐阜県公式ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

公表する内容は、以下のとおり。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称及び所在地（申込順）
- ③ 全提案者の順位点及び評価点※（順位点順。提案者の名称は秘匿）  
※名称並びに順位点及び評価点の対応関係は明らかにしない。  
提案者が2者の場合には公表しない。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と使用許可の申請者が異なる場合は、その理由

## 7 使用許可申請及び協定書の締結等

### (1) 使用許可申請

最優秀提案者は県と協議のうえ業務内容を確定させたうえで、県に行政財産使用許可申請書を提出すること。

### (2) 協定書の締結について

最優秀提案者は、評価会議でのプロポーザル内容を反映した協定書を別途、県と締結すること。

### (3) 事業の適正な実施に関する事項

#### ① 関係法令の遵守

事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令を遵守すること。また、営業に必要な許認可等は、事業者が取得すること。

#### ② 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

#### ③ 守秘義務

事業者は、事業実施により業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

### (4) 事業の継続が困難等となった場合の措置

行政財産の使用許可期間中において、事業者による事業の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

#### ① 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。この場合、県に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。

#### ② その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び事業者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。

#### ③ 次期事業者への事業の引継ぎ

事業者は、理由の如何を問わず、事業の継続が困難となった場合には、県が行う次期事業者選定に協力すると共に、選定された者が円滑かつ支障なく当事業を遂行できるよう、その引継ぎを行うものとする。

### (5) 使用許可の取消等

最優秀提案者が、評価会議の日から使用許可の日までの期間内に5（3）の参加資格を満たさなくなった場合は、当該最優秀提案者を事業者として選定せず、使用許可をしないものとする。また、使用許可後に5（3）の参加資格を満たさなくなった場合は、事業者による業務を中止させて、原則として使用許可を取り消すこととする。

## 8 担当部署（問い合わせ先）及び各種書類の提出先

岐阜県図書館総務課管理調整係

〒500-8368 岐阜県岐阜市宇佐4丁目2-1

電話番号：058-275-5111（電話受付は開館時間内のみ）

F A X：058-275-5115

メールアドレス：c21803@pref.gifu.lg.jp

開館時間：平日 10 時～20 時、土日祝日 10 時～18 時

休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月28日～1月4日）

毎月最終金曜日（ただし12月26日は開館）

図書総点検期間（12月1日～12月11日）

## 9 添付資料

別添1 「平面図」

別添2 「厨房機器等一覧」

別添3 「岐阜県図書館カフェ運営事業者募集に係る仕様書」

別添4 「岐阜県図書館の基本データ」

資料1 「様式集」

資料2 「岐阜県図書館カフェ運営事業者募集プロポーザル評価基準」